

町田市緑地保全基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市緑地保全基金条例の一部を改正する条例

町田市緑地保全基金条例（昭和60年9月町田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 町田市緑の保全と育成に関する条例（昭和58年12月町田市条例第37号）の規定により市長が設置する町田市ふるさとの森の<u>用地</u>の買収事業の経費に充てるとき。</p> <p>(2) <u>町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）第1条の2第1号に規定する市立公園の用地</u>の買収事業の経費に充てるとき。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 町田市緑の保全と育成に関する条例（昭和58年12月町田市条例第37号）の規定により市長が設置する町田市ふるさとの森の買収事業の経費に充てるとき。</p> <p>(2) <u>都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園の土地</u>の買収事業の経費に充てるとき。</p> <p>(3) 略</p>

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。